

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、青森県漁業調整規則（令和2年青森県規則第59号。以下「規則」という。）第4条第1項第8号に掲げる固定式刺し網漁業につき、規則第11条第1項各号に掲げる制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間等を次のように定める。

令和6年2月29日

青森県知事 宮下 宗一郎

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
ひらめ固定式刺し網漁業	16隻	5トン未満	定めなし	世界測地系による次の点イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ及び点イの各点を順次結んだ直線によって囲まれた海域。 点イ 北緯41° 28. 08′ 東経140° 50. 30′（基点1（下北郡大間町と下北郡佐井村との境の津鼻崎に設置した標柱）から真方位270度30分3, 700メートルの点） 点ロ 北緯41° 28. 09′ 東経140° 49. 35′（基点1から真方位270度30分5, 000メートルの点） 点ハ 北緯41° 25. 78′ 東経140° 46. 73′（下北郡佐井村大字佐井字矢越、上の崎に設置した標柱から真方位282度30分5, 000メートルの点） 点ニ 北緯41° 20. 30′ 東経140° 44. 50′（下北郡佐井村大字長後字福浦、下の崎に設置した標柱から真方位282度30分5, 000メートルの点） 点ホ 北緯41° 13. 00′ 東経140° 43. 37′（基点2（下北郡佐井村とむつ市脇野沢との境に設置した標柱）から真方位277度30分4, 700メートルの点） 点ヘ 北緯41° 12. 92′ 東経140° 44. 08′（基点2から真方位277度30分3, 700メートルの点） 点ト 北緯41° 15. 63′ 東経140° 44. 22′（下北郡佐井村大字長後字牛滝、焼山崎に設置した標柱から真方位282度30分3, 700メートルの点） 点チ 北緯41° 20. 10′ 東経140° 45. 49′（下北郡佐井村大字長後字福浦、下の崎に設置した標柱から真方位282度30分3, 700メートルの点） 点リ 北緯41° 25. 66′ 東経140° 47. 65′（下北郡佐井村大字佐井字矢越、上の崎に設置した標柱から真方位282度30分3, 700メートルの点）	5月30日から 7月10日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 下北郡佐井村に住所を有する者 2 青森県知事の登録を受けた漁船の使用者	令和6年2月29日から 令和6年4月26日まで	1 許可の有効期間は、令和6年5月30日から令和6年7月10日までとする。 2 規則第14条第1項第4号の対象とする。 3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 （1）使用できる刺し網は、1ヶ統あたり全長500メートル以内のものとし、敷設できる刺し網の統数は2ヶ統以内とする （2）漁具の目合は、182ミリメートル（6寸）以上とする （3）刺し網の敷設中は、その両端に許可番号・船名を明記した35センチメートル以上の橙色の旗を、水面上1.5メートル以上の高さに掲げること （4）次に掲げる水産動物が採捕された時は、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない ア さけ・ます類 イ 海産ほ乳類 （5）漁業監督吏員が、操業の区域に関する制限又は禁止の措置に違反している疑いがあると認めて、操業区域から敷設された漁具の撤去を命じたときは、これに従わなければならない （6）漁業監督吏員が、漁業の取締りその他漁業調整及び水産資源の保護培養並びに漁業法の実施に関し必要と認めて、操業区域から敷設された漁具の撤去を命じたときは、これに従わなければならない